

浄化槽設置整備事業費補助金交付申請の流れ

< 補助金交付決定まで（浄化槽設置前の手続き） >

※書類提出等については、浄化槽設置業者等と相談のうえ提出願います。

手順	対象	手続き	町への提出書類又は町が交付する書類等
①	申請者	補助金交付申請書提出	<ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書（様式第1号） ○町税等納付状況確認承諾書（様式第2号）又は滞納がないことを証明する書類 ○その他添付書類 <p>・添付書類等を揃えていただく必要がありますので、浄化槽設置業者等に相談してください。</p> <p>・交付申請書の受付期間は、申請年度の4月から翌1月末日までです。</p> <p>・申請者又は同一世帯者に、納期の到来した町税又は上下水道等使用料の滞納がある場合は補助金交付の対象者になることができません。</p>
②	町	補助金交付決定通知書交付 ※申請から通常2週間程度かかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書（様式第3号） ・補助金を交付すると決定した場合に通知します。 ・補助金を交付しないと決定した場合、浄化槽設置整備事業費補助金不交付通知書（様式第4号）により通知します。

中間検査へ

※補助金交付決定通知を受けた時点から中間検査の依頼が可能です。日程調整等のため、検査希望日の7日以上前に町に連絡してください。

※中間検査前に浄化槽を設置（埋設）した場合、補助金の交付を受けることができません

< 補助金交付決定後：中間検査依頼から補助金交付まで >

手順	対象	手続き	町への提出書類又は町が交付する書類等
< 補助金交付決定後に申請事項に変更が生じた場合 >			
※	申請者	変更承認申請書提出	<ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽設置整備事業変更承認申請書（様式第5号） ・事業内容の変更、事業の中止又は廃止等の場合、速やかに変更承認申請を行い、町の事前承認を得てください。
	町	変更承認通知書交付 ※承認に通常2週間程度かかります。	<ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽設置整備事業変更承認通知書（様式第6号） ・変更を承認する場合に通知します。 ・変更を承認しない場合、浄化槽設置整備事業変更不承認通知書（様式第7号）により通知します。

< 中間検査及び浄化槽埋設 >

③	申請者	中間検査依頼 (電話連絡等)	○書類提出は不要（口頭、電話連絡等による） ・浄化槽を埋設する際に町が中間検査を行いますので、町に検査依頼を行ってください。 ・ 中間検査を経ずに浄化槽を埋設した場合は補助金の交付を受けることができません。
	町	中間検査実施	○中間検査を実施 ・検査日は浄化槽設置業者等と調整して町が決定します。 ・浄化槽設置事業者の立会いが必要です。
	申請者	浄化槽埋設	・中間検査実施後に浄化槽埋設が可能です。

< 浄化槽設置工事完了後 >

④	申請者	浄化槽設置工事完了	○浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第8号） ○町税等納付状況確認承諾書（様式第2号）又は滞納がないことを証明する書類 ○その他添付書類
		事業実績報告書 提出	・ 工事完了期限は申請年度の2月25日です。 ・浄化槽設置工事が完了したら速やかに提出してください。 ・添付書類等を揃えていただく必要がありますので、浄化槽設置業者等に相談してください。 ・ 報告書提出期限は申請年度の2月末日です。 ・ 申請者又は同一世帯者に、納期の到来した町税又は上下水道等使用料の滞納がある場合は補助金の交付を受けることができません。
⑤	町	完成検査実施 補助金交付額確定 通知書交付	○浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第9号） ・事業の完了を確認（実績報告書の審査及び現地完成検査実施）して通知書を交付します。 ・完成検査には設置を担当した浄化槽設備士等の立会いが必要です。
⑥	申請者	補助金交付請求書 提出	○浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書（様式第10号） ○振込口座通帳の表紙裏面（銀行名・支店名又は支店番号・口座番号・フリガナの口座名義が記載されている箇所）コピー ・ 請求書提出期限は申請年度の3月15日です。
⑦	町	補助金支払通知送付 補助金交付 (口座振込)	○補助金支払通知書 ・支払日及び支払額等を通知します。 ・請求に基づき処理を行い、支払日を確定させて通知しますが、振り込みまで日数がかかりますので、ご了承ください。

< 上記赤太字のいずれかの場合、補助金の交付を受けられませんので注意願います >

※上記期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が期日となります

事業完了後は、浄化槽の適切な維持管理を行ってください